

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 3 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課生活保護担当係長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

### 扶助費の遡及支給にあたっての留意点について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（以下「問答集」という。）の問 13-2 を改正し、最低生活費の認定が適切に行われなかったケースについての扶助費の遡及支給の考え方を示したところですが、適用にあたっての留意点について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 扶助費の遡及支給にあたっての留意点

扶助費の遡及支給の限度を超えて支給することについては、「生活保護法施行上の疑義について」（昭和 58 年 5 月 30 日 社保第 68 号）（以下「昭和 58 年通知」という。）において、特別の事情が思料される場合は、厚生省社会局保護課長あて個別に協議されたいとするとともに、平成 2 年の全国係長会議において、昭和 58 年通知における個別協議の対象としては「実施機関に届出が行われ、被保護者には何ら過失がないこと」等の補足をしているところです。

今般の問答集の改正に伴い、今後の保護課あての個別協議については原則不要となるものと考えておりますが、「受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかでない場合」に該当するか否かの判断に疑義が生じる場合については、引き続き保護課あてに個別に協議願います。

なお、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、本改正の施行日以前に発見されたものであって、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がないものにかかる遡及支給にあたっては、昭和 58 年通知に基づき保護課あてに個別の協議が必要となりますが、本改正の施行日以

降に見出されたもので遡及期間に施行日以前の分が含まれる場合については、施行日以前の分も含めて個別の協議は不要であるので留意ください。